

社団法人北海道技能士会定款

北海道職訓第338号指令	昭和47年4月28日	許可
北海道職訓第441号指令	昭和56年7月25日	認可
北海道職訓第17号指令	昭和58年7月6日	認可
北海道職能第882号指令	平成9年7月8日	認可
北海道職能第486号指令	平成11年6月3日	認可
北海道経人材第503号指令	平成13年6月4日	認可
北海道経人材第503号指令	平成14年5月28日	認可
北海道経人材第378号指令	平成15年6月20日	認可
北海道経人材第10176号指令	平成15年11月13日	認可
北海道行革第576号指令	平成21年7月15日	認可

第 1 章 総 則

- (目的)
- 第1条 本会は、技能関係団体の連絡協調により、技能士の資質の向上と、後輩の育成指導につとめ、その社会的地位を高めて産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。
- (名称)
- 第2条 本会は、社団法人北海道技能士会という。
- (事務所)
- 第3条 本会は、事務所を札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号に置く。
- (事業)
- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 技能及び知識の向上に関する研修等を行うこと。
  - (2) 各関係団体及び地方技能士団体相互の連絡協調を行うこと。
  - (3) 職業訓練及び技能検定実施に対する協力、援助を行うこと。
  - (4) 技能に関する調査、研究及び情報、資料の提供並びに広報を行うこと。
  - (5) 会員の福利厚生を行うこと。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第 2 章 会 員

- (会員)
- 第5条 本会の会員の資格を有する者は、次のとおりとする。
- (1) 正会員 北海道に事務所を有する、技能士の団体又は技能有資格者の団体。
  - (2) 特別会員 技能に関し、知事又は大臣の表彰を受けた者及びこれと同等以上の者で本道に在住するもの。
  - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同する団体及び個人で、本道に所在又は在住するもの。
- (入会)
- 第6条 本会の会員となるときは、加入の申込をなし、会長の承諾を受けなければならない。
- (脱会)
- 第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、本会から脱会するものとする。
- (1) 会員の資格を、喪失したとき。
  - (2) 解散したとき。
  - (3) 除名されたとき。
- (除名)
- 第8条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。
- (1) 本会の目的達成又は業務の運営を妨げたとき。
  - (2) 会費の納入その他会員の義務を怠ったとき。
  - (3) 本会の信用を失わせる行為を行ったとき。
- (会費)
- 第9条 会員は、総会で別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。2 徴収した会費は、会員が退会した場合においても、返還しない。

(届出)

第10条 会員は、団体にあつては名称若しくは代表者の氏名又は主なる事務所の所在地を、個人にあつては氏名又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(名誉会員)

第11条 本会は、理事会で別に定めるところにより、本会の発展に関し、功勞のあつた者を名誉会員とすることができる。

### 第 3 章 役 員

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1人
副会長	6人以内
専務理事	1人
理事	25人以上30人以内(会長、副会長、専務理事を含む)
監事	3人以内

(役員の出)

第13条 会長及び副会長は、理事の互選による。

2 理事及び監事は、正会員たる団体に所属する技能士又は学識経験者のうちから、総会において選任する。

3 専務理事は、理事会の意見を徴して理事のうちから、会長が指名する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後又は辞任後も新たに役員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会で定められたところに従つて、本会の常務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、その議決に従つて会務を執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の意見を徴して会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

4 相談役は、本会の運営に関し必要に応じて参画することができる。

### 第 4 章 総 会

(総会)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 会長は、毎事業年度に1回、通常総会を招集しなければならない。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員の過半数から、会議の目的を記載した書面による開催の請求があつたときに、会長が招集する。

4 総会の招集は、開催日の7日前までに、会議の日時、場所、及び審議する事項を記載した書面を以つて会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長とする。ただし、事宜によっては、その会議を構成する者のうちから会長が指名する。

(総会の議決事項)

第19条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定または変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 解散
- (5) 会員の除名
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 会費に関する事項

- (8) 重要な財産の処分
- (9) その他、会長が必要と認める事項

(総会の議事)

- 第20条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 2 総会の議事は、出席した正会員の議決権の過半数で決する。ただし、前条第1号、第3号及び第4号に係る議事は、3分の2以上で決する。
  - 3 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は議決権の行使を他の会員に委任することができる。  
この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長が指名する理事2名以上が、署名捺印しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会)

- 第21条 理事会は、会長、副会長、専務理事、理事を以って組織し、会長が招集する。
- 2 第17条第3項、及び第4項並びに第18条の規定は理事会の招集及び議長について準用する。
  - 3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。
  - 4 会議の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が決する。
  - 5 前条第1項、第3項及び第4項の規定は、理事会の議事について準用する。

(評議員会及び専門部会)

- 第22条 本会は、事業執行上必要があるときは、理事会の承認を得て評議員会又は専門部会を設けることができる。
- 2 評議員会及び専門部会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(理事会の議決事項)

- 第23条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
- (1) 総会に付議すべき事項。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第24条 本会の資産は、次に掲げるものを以って構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

- 第25条 本会の資産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

- 第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第27条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

- 第28条 前条の規定に拘わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第29条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎会計年度1箇月以内に会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として

作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3箇月以内に北海道知事に報告しなければならない。

(会計年度)

第30条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款の変更については、北海道知事の認可を受けなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、主務官庁の許可を得て類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑 則

(事務局)

第33条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(委任)

第34条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第14条の規定にかかわらず、昭和48年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第2号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第27条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和48年3月31日までとする。

### 附 則

この定款は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成15年10月22日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成21年7月15日から施行する。

社団法人北海道技能士会会員名簿 平成23年度 86団体

石 狩 地 区	技能士会名	会長名 支部長名	事務担当者	結成年月日	〒 所 在 地		電話番号	備考	
		(社)日本建築大工技能士会札幌支部	支部長 伊東 章	榊原守夫	39.5.6	060-0853	札幌市手稲区星置3条6丁目23番17号 榊原宅内	(011) 699-3880	
	札幌塗装工業協同組合技能士会	石橋文夫	仁木ゆかり	48.2.27	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号 札幌市産業振興センター内	(011) 822-4116	FAX 822-4117	2
	札幌左官技能士会	土佐富治	海田信夫	40.11.18	"	"	(011) 833-0330	FAX 833-0332	3
	札幌板金技能士会	菊田久志	北川道則	47.4.12	"	"	(011) 811-7222	FAX 811-8801	4
	札幌タイル技能士会	佐藤章	星久子	54.3.24	"	"	(011) 831-7117	FAX 831-5552	5
	札幌造園技能士会	鮫島宗俊	高倉芽美	57.1.21	"	"	(011) 811-2811	FAX 811-2812	6
	北海道洋裁技能士会	上杉奈緒美	上杉奈緒美	57.4.10	064-0820	札幌市中央区大通西22丁目1-10 トエル大通り22-408 上杉奈緒美 気付け	(011) 302-7703	FAX 302-7703	7
	札幌地方和裁技能士会	赤崎トシ	福本典子	56.11.10	064-0944	札幌市中央区円山西町2丁目12-4	(011) 642-1534	FAX 642-1533	8
	札幌木工塗装技能士会	井原啓太	井原啓太	45.4.1	007-0809	札幌市東区東苗穂9条2丁目4-18 井原塗装(株)内	(011) 791-2629	FAX 791-6153	9
	石狩地区ブロック建築技能士会	山本敏一	秋田谷三雄	47.4.1	007-0835	札幌市東区北35条東26丁目3-10 トレジャービル1F	(011) 785-3660	FAX 785-3661	10
	札幌建具技能士会	田中秋男	田中秋男	40.4.1	004-0004	札幌市厚別区厚別東4条1丁目1-1 紀国谷建具製作所内	(011) 897-8676	FAX 898-2212 会長携帯 090-2071-6527	11
	札幌蔦組合技能士会	宮本 隆	佐藤	51.6.1	003-0806	札幌市白石区菊水6条2丁目1-15 (株)北海道サトミ内 札幌地区蔦土工事組合内	(011) 822-5635	FAX 716-7563	12
	石狩地区鉄筋技能士会	佐藤千代志	みずき	53.4.1	060-0008	札幌市中央区北8条西19丁目35番地 カクマンハヤシビル 北海道鉄筋協同組合内	(011) 642-6551	FAX 642-6552 会長木浪鉄筋専務 642-1776	13

石 狩 地 区	技 能 士 会 名	会 長 名 支 部 長 名	事 務 担 当 者	結 成 年 月 日	〒	所 在 地	電 話 番 号	備 考
		北海道石工技能士会	森 秀 幸	井 上	52.11.10	003- 0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号 札幌市産業振興センター内	(011) 816-1666
	北海道義肢装具技能士会	小 松 翼	小 松 翼	59.10.14	060- 0063	札幌市中央区南3条西6丁目 札幌義肢製作所内	(011) 241-0986	FAX 251-2674 15
	北海道アスファルト防水技能士会	三 田 忠 雄	館 下 たてした	60.1.17	060- 0032	札幌市中央区北2条東3丁目2-2 マルタビル札幌4F	(011) 222-0019	FAX 222-0046 16
	北海道配管事業協同組合 建築配管技能士会	石 井 直 達	本 間 忠 範	60.8.31	003- 0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号 札幌市産業振興センター内	(011) 811-3315	FAX 811-3316 17
	北海道貴金属工芸組合技能士会	野 竹 節 郎	渡 辺 則 孝	63.4.18	003- 0024	札幌市白石区本郷通8丁目南2-15丸一ビル205号 渡辺宝飾内	(011) 864-1282	FAX 864-1282 18
	北海道塗膜防水技能士会	小 仲 直 樹	伊 藤 勉	63.7.28	062- 0032	札幌市豊平区西岡2条1丁目1-46 フレックスビル3F 北塗協内	(011) 856-5444	FAX 856-5444 19
	北海道日本調理技能士会	松 金 正 治	山 崎 幸 雄 376-2277 見方	元10.1	005- 0001	札幌市南区澄川1条1丁目1-1302 古川 090-9433-7883	(011) 841-8562	FAX 841-8562 20
	北海道表具内装業協同組合札幌支部	小笠原 勝 美	深 作 道 子	H2.2.20	064- 0809	札幌市中央区南9条西3丁目2-5 南9条ビル606	(011) 512-6501	FAX 512-6551 21
	札幌硝子サッシ技能士会	吉 村 國 義	渡 辺	H9.2.64	062- 0020	札幌市豊平区月寒中央通7丁目2-6 青木ビル別館101号	(011) 856-8051	FAX 856-8052 22
	北海道写真技能士会	根 岸 勉	根 岸 勉	H9.8.4	053- 0045	苫小牧市双葉町3丁目21-8	(0144) 34-9433	FAX 34-9433 23
	北海道美容理容技能者の会	佐々木 章	松 井 文 子	H12.7.12	003- 0862	札幌市白石区川下2条4丁目2-13	(011) 871-8155	FAX 871-8130 24
	北海道冷凍空調設備工業会技能士会	小 林 秀 幸	佐久間 善 則	H21.4.12	060- 0042	札幌市中央区大通西18丁目1番地27 山京大通ビル302号	(011) 623-3560	FAX 623-3561 25
	石狩市技能士会	首 藤 喜 四 郎	首 藤 喜 四 郎	H14.4.1	061- 3204	石狩市花川南4条2丁目101 首藤喜四郎様方	(0133) 73-0714	FAX 73-9418 26

石狩地区	技能士会名	会長名 支部長名	事務担当者	結成年月日	〒	所 在 地	電 話 番 号	備 考
	江別技能士会	森木潤一	中野亮二	55.12.2	067- 0014	江別市4条7丁目 江別商工会議所内	(011) 382-3121	FAX 385-2100
恵庭市技能士会	北野敏幸	高橋	54.3.10	061- 1414	恵庭市漁町398 恵庭市職業訓練センター内	(0123) 33-5633	FAX 33-9229	28
千歳市技能士会	生杉訓	其田紀夫	48.4.1	066- 0045	千歳市真々地2丁目4-8 千歳地方職業訓練協会内	(0123) 22-2969	FAX 22-2969	29
札幌市建築業組合技術技能士会	若山隆男	岩本義博	H14.6.1	003- 0021	札幌市白石区栄通13丁目2-11	(011) 855-4438	FAX 854-4586	30

函館技能士会	遠藤正司	長浜幹夫	42.5.15	040- 0042	函館市東川1-2 函館市職業訓練センター内	(0138) 23-2769	FAX 23-2753	31
函館地区建築技能士会	石岡保代	小笠原良雄	50.6.7	040- 0024	函館市高盛町19-17 函館市建築工業協同組合内	(0138) 54-2050	FAX 54-3382	32
北渡島技能者協会	日比野久		42.5.15	049- 3102	北海道八雲町東町223-7 (有)佐藤設備内	(0137) 63-2924	FAX 62-4077	33
檜山地方技能士会	佐藤明	高谷	53.1.8	043- 0061	江差町南が丘7-172 (社)檜山地域人材開発センター内	(0139) 52-0160	FAX 52-0188	34

小樽技能士会	山田清美	山田達治	40.10.1	047- 0026	小樽市東雲町9丁目12旧堺小学校1F 小樽市事業内職業訓練センター内	(0134) 23-0055	FAX 23-0055	35
余市技能士会	高橋勝廣	高橋勝廣	41.5.10	046- 0012	余市郡余市町山田町384-5 高橋勝廣様方	(0135) 23-5432	FAX	36
倶知安技能士会	松井啓一	尾田鴨洋	44.4.15	044- 0032	虻田郡倶知安町南2条1丁目 倶知安町経済センター内	(0136) 22-1108	FAX 22-1109 (商工会議所)	37
岩内技能士会	梶谷義和	梶谷義和	42.3.10	045- 0012	岩内郡岩内町字宮園16 梶谷義和様方	(0135) 62-1868	FAX 62-1868	38

	技能士会名	会長名 支部長名	事務担当者	結成年月日	〒 所 在 地		電話番号	備考	
後 志 地 区	蘭越町技能士会	森比呂見	踏岡	47.8.10	048-1301	磯谷郡蘭越町8番地2 蘭越町商工会内 踏岡潤一	(0136) 57-5437	FAX 57-5576	39
	仁木町技能士会	長内新一	大黒栄子	45.4.1	048-2405	余市郡仁木町北町5丁目3番地4 大黒栄子様方	(0135) 32-3866	FAX	40
	積丹町技能士会	佐々木 宏	加藤浩文 赤石 孝	50.1.1	046-0201	積丹郡積丹町字美国町船濶48番地 積丹町役場 經濟部商工観光課商工観光係	(0135) 44-2111	FAX 44-2125	41
	泊村技能士会	妹川一教	赤坂 純	57.4.3	045-0202	古宇郡泊村大字茅沼村字北阪ノ上129番地2 泊村商工会内	(0135) 75-3231	FAX 75-3167	42
	共和町技能士会	田中 博	大澤	58.2.2	048-2202	岩内郡共和町南幌以 共和商工会内	(0135) 73-2475	FAX 73-2662	43
	寿都町技能士会	今田 彰	安保隆之	63.2.13	048-0401	寿都郡寿都町新栄町95番地 安保隆之様気付け	(0136) 62-3252	FAX 62-3223	44
	京極町技能士会	古屋梅男	川端正次	H9.3.19	044-0101	虻田郡京極町字京極314番地	(0136) 42-2038	FAX 42-3549	45
	空 知 地 区	岩見沢市技能協会	田口剛志	川村真佐子	48.2.1	068-0015	岩見沢市東町2条1丁目 岩見沢市職業訓練センター内	(0126) 23-9150	FAX 23-8347
美唄技能士会		山本靖雄	猪口	42.9.5	072-0801	北海道美唄市東7条北4丁目7-3 猪口板金工業(株)内	(0126) 63-3319	FAX 62-5594	47
滝川技能協会		松原 章	中村	45.7.1	073-0025	滝川市流通団地3丁目6-23 中空知地域職業訓練センター内	(0125) 24-1880	FAX 23-5261	48
深川市技能協会		中本 恵才 よしまさ	藤野	44.3.5	074-0002	深川市2条17番17 深川市役所商工労政課労政係内	(0164) 26-2264	内線 265 FAX 22-8134	49

地区	技能士会名	会長名 支部長名	事務担当者	結成年月日	〒	所 在 地	電話番号	備考
	上 川 道 区	北海道旭川地方技能士会	橋本一隆	工藤隆洋	41.11.1	079- 8416	旭川市永山6条19丁目 上川支庁商工労働観光課内	(0166) 46-5278
道北技能士会		夏坂孝広	永井秀正 (01654-2-2528)	40.1.20	096- 0063	名寄市緑丘30-1 (社)上川北部地域人材開発センター内	(0165) 42-2393	FAX 43-4744 長井 FAX 2-2528
士別地方技能士会		菊地博	渡辺末子	44.3.14	095- 0039	士別市大通北2丁目 (株)ミタツ内	(0165) 23-3071	FAX 23-1422
上富良野技能士会		太田誠二	藤森	59.4.1	071- 0543	空知郡上富良野町中町1丁目1-8 セントラルプラザ内	(0167) 45-2191	FAX45-9989 上富良野商工会
留 萌 地 区	留萌地方総合技能士会	高田昌昭	濑谷裕美	43.2.22	077- 0014	留萌市南町1丁目17番地 留萌地域人材開発センター内	(0164) 42-2663	FAX 42-3973
	天塩技能士会	高橋茂	高橋茂	44.3.21	098- 3303	天塩郡天塩町新栄通10 高橋茂様方	(0163) 22-1072	FAX 22-1072
	遠別町技能士会	高橋豊	沖野強	45.4.26	098- 3543	天塩郡遠別町本町4丁目43番地 遠別商工会内	(0163) 27-2245	FAX 27-3693
	増毛総合技能士会	中川勝広	村木	49.3.1	077- 0204	増毛郡増毛町稲葉町1丁目9 増毛町商工会内	(0164) 53-2319	FAX 53-3093
	羽幌総合技能士会	本間武司	本間武司	46.2.18	078- 4104	苫前郡羽幌町南4条2丁目 今前田ガラス店内	(0164) 62-2311	FAX 62-2311
	苫前町総合技能士会	松田弘	川端	49.1.30	078- 3621	苫前郡苫前町古丹別187 苫前町商工会内	(0164) 65-4221	FAX 65-3372
	初山別総合技能士会	横山幸市	小笠原鉄雄	48.2.1	078- 4421	苫前郡初山別村初山別96 初山別村商工会内	(0164) 67-2911	FAX 67-2781
	小平町技能士会	新名博	黒田慶治	H3.6.11	078- 3301	留萌郡小平町小平町389-2番地 小平商工会内	(0164) 59-1111	FAX 59-1427

	技能士会名	会長名 支部長名	事務担当者	結成年月日	〒	所 在 地	電話番号	備考	
宗 谷 地 区	稚内技能士会	鈴木安弘	山内	39.8.27	097- 0005	稚内市大黒3丁目4番30号 稚内職業訓練センター内	(0162) 23-5846	FAX 23-5847	62
	豊富町技能士会	大阪喜美和	斉藤伸	63.12.27	098- 4114	天塩郡豊富町西4条5丁目 斉藤伸様方	(0162) 82-1584	FAX	63
	中頓別町技能者会	井野幸夫	藤田淳麿	50.4.1	098- 5551	枝幸郡中頓別町中頓別158 専念寺内 藤田淳麿様方	(0163) 46-1734	FAX 46-1739	64
網 走 地 区	網走地方技能士会	添田軍次	丹羽忠男	44.5.4	093- 0045	網走市大曲1丁目6-1 網走市能力開発センター	(0152) 43-3256	FAX 45-3552	65
	北見地方技能士会	柴田勇	山下周子	41.5.8	090- 0836	北見市東三輪5丁目1-4 北見地域職業訓練センター内	(0157) 61-3116	FAX 68-1285	66
	美幌地方技能士会	櫻井弘幸	高橋勉	48.3.10	092- 0032	網走郡美幌町西1条南5丁目3 美幌高等職業訓練校内	(0152) 73-2335	FAX 72-2274	67
	紋別地方技能士会	板谷慎一	板谷慎一	49.5.26	094- 0021	北海道紋別市大山町1丁目6-34 板谷建設(有)内	(0158) 24-5726	FAX 24-5756	68
	遠軽地方技能士会	松原一市	太田徹	50.7.20	099- 0405	紋別郡遠軽町岩見通北10丁目1番4 遠軽地域人材開発センター内	(0158) 42-4037	FAX 42-0981	69
	斜里町技能士会	上野敏雄	上野敏雄	48.4.	099- 4116	斜里郡斜里町文光町38-19 (有)旭工業内	(0152) 23-2271	FAX 23-4006 会長 旭工業 23-2271	70
	湧別地方技能士会	刈谷一郎	藤井紀夫	62.3.26	099- 6326	紋別郡湧別町中湧別北町32番地 湧別地方高等職業訓練構内	(0158) 62-2012	FAX 62-2012	71

	技能士会名	会長名 支部長名	事務担当者	結成年月日	〒	所 在 地	電 話 番 号	備 考
胆 振 地 区	苫小牧地区技能士協会	福森希志雄	田中勉	45.5.10	053- 0052	苫小牧市新開町4丁目6-12 苫小牧地域職業訓練センター内	(0144) 55-6622	FAX 51-2225 72
	胆振地区造園技能士会	桂田達也	曾我清貴	54.2.28	059- 1741	勇払郡厚真町上厚真282-3 (株)曾我造園内	(0145) 28-3321	FAX 28-3323 73
	(社)日本建築大工技能士会室蘭支部	田淵強	田淵強	41.1.5	050- 0072	室蘭市高砂町1丁目46-12 (株)田淵建設内	(0143) 46-0861	FAX 47-0861 74
	室蘭左官技能士会	表鐵男	太田淑子	48.9.16	050- 0082	室蘭市寿町3丁目5-2 室蘭登別地方左官工業協同組合内	(0143) 45-6855	FAX 45-6856 75
	室蘭鳶技能士会	谷澤裕一	熊谷修	H19.3.5	050- 0085	室蘭市輪西町2丁目9-3 室蘭鳶土木工業組合内	(0143) 44-6661	FAX 44-6667 76
	登別技能協会	尾形勝夫	高橋	48.4.10	059- 0027	登別市青葉町42-13 登別市職業訓練センター内	(0143) 85-1450	FAX 85-1722 77
	白老町技能士会	館山光一	伴典昭	H 6.10.7	059- 0905	白老郡白老町大町2丁目3番4号 白老商工会内	(0144) 82-2775	FAX 82-5318 78
	早来技能士会	宮下政信	宮下政信	H 8.11.7	059- 1501	勇払郡安平町早来大町73 安平建設協会 会長22-3611	(0145) 22-2520	FAX 22-4153 79
	室蘭地方建設技能士会	遠藤勉	遠藤勉	H10.10.9	059- 0026	登別市若山町1-6-5 遠藤工務店内	(0143) 88-1811	FAX 88-1711 80
日 高	日高中部地区技能士会	細川好弘	矢島史夫	60.4.23	056- 0003	日高郡新ひだか町静内旭町1丁目1-15 (株)不動木材店内	(0146) 42-1139	FAX 42-3651 81

十勝 釧路 地区	技能士会名	会長名 支部長名	事務担当者	結成年月日	〒 所 在 地		電話番号	備考	
		十勝技能協会連合会	北井和雄	吉中功	45.2.25	080- 2462	帯広市西22条北2丁目29-4 帯広市職業訓練センター内	(0155) 37-4936	FAX 37-5216
	釧路地方技能士会	原豊	宮下	39.4.1	084- 0905	釧路市鳥取南7丁目2-20 釧路地域職業訓練センター内	(0154) 52-1150	FAX 53-4032	83
根室 地区	根室技能士会	長山俊雄	長山俊雄	43.3.12	087- 0016	根室市松ヶ枝町2丁目2番地 根室建築工事業会館内	(0153) 24-6657	FAX 24-3892 長山建設 24-3862	84
	中標津地方技能士会	名和孝志	石井龍子	43.1.13	086- 1053	標津郡中標津町東13条北1丁目19 光洋警備(株)内	(0153) 72-6458	FAX 72-6474	85
	別海町技能士会	佐々木仁	小椋	51.4.17	086- 0202	野付郡別海町別海旭町67-1 別海町交流館「ふらと」内	(0153) 75-2844	FAX 75-3653	86

# 平成22年度事業報告について

## 事業実施概要

本会設立目的達成のため、関係諸団体との連絡協調により、組織の強化発展、技能士の資質向上、後継者の育成を通じ将来設計を確立するとともに、技能尊重社会の醸成に努め、本道産業の振興発展に寄与しました。

その状況を要約すると次のとおりです。

- 1 全道大会、地方大会、技能祭の開催、技能奉仕活動を展開し、会員の相互研さんと意識の高揚、技能検定合格者に対する入会促進を図るとともに、技能士会活動に対する社会一般の理解を深めました。
- 2 職種別研修会、講習会を開催し、知識、新技術を取得し資質の向上を図り高い技術を提供しました。
- 3 技能士重用制度の普及啓発に向け全国技能士会連合会と連携を図り、全技連は国土交通省に1級技能士常駐制度について請願、平成17年7月北海道開発局、地方整備局等関係各部局に通達し、通達で原則すべての工事に技能士を適用することが確認され、今後資格所持技能士数のデータ把握を進め、道に対し全職種適用を目指します。  
また、当会は各支部に技尊協を通じ各総合振興局（振興局）、市町村、建設関係団体に制度の遵守と北海道技能士重用制度の促進展開と施工技能士の証明書、事前提出活動を展開しました。
- 4 地方技能士会長連絡会議を開催し、情報の交換、活動の連携、会員の勧誘策等の促進を図りました。
- 5 道央、道北、道東ブロック会長会議を開催し、組織対策、技能士重用制度、資質向上対策、広報等情報交換のほか、ブロック委員会付託事項の協議検討、技青連活動等について促進を図りました。
- 6 当会の次代担う青年技能士会活動が全道各地で展開できるよう、青年技能士連絡協議会活動を積極的に支援するとともに、一般研修会の開催を推進しました。
- 7 全国技能士会連合会会長表彰で5名の方が受賞されました。
- 8 全技連マイスターに3名（造園1、鉄筋施工1、婦人子供服製造1）が認定されました。

# 平成22年度の収入支出決算報告について

## 平成22年度収入支出決算書

期 間 自 平成22年 4月 1日  
至 平成23年 3月 31日

収 入 総 額 16, 334, 528 円  
支 出 総 額 15, 892, 425 円  
差 引 残 額 442, 103 円

[収 入 の 部]

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
1 会費収入	8,914,000	8,914,000	0	
(1) 会員会費	8,754,000	8,754,000	0	会員 7,800千円 支部 954千円
(2) 特別賛助会費	160,000	160,000	0	
2 事業収入	2,928,000	2,918,000	△ 10,000	
(1) 参加料	2,928,000	2,918,000	△ 10,000	
・北海道技能士大会	1,318,000	1,318,000	0	329人
・ブロック別地方大会	1,200,000	1,200,000	0	
・職種別研修会	310,000	300,000	△ 10,000	
・青年技能士研修会	100,000	100,000	0	
3 補助金収入	3,509,000	3,509,000	0	
(1) 道費補助金	3,509,000	3,509,000	0	
4 雑収入	250,528	250,528	0	利息428
当期収入合計(A)	15,601,528	15,591,528	△ 10,000	
前期繰越金収支差額	743,000	743,000	0	
収入合計(B)	16,344,528	16,334,528	△ 10,000	

## [支出の部]

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
1 管理費	5,296,157	5,294,717	1,440	
(1) 人件費	2,787,800	2,787,800	0	
(2) 管理諸費	2,508,357	2,506,917	1,440	
2 事業費	11,048,371	10,597,708	450,663	
(1) 人件費	3,696,000	3,696,000	0	
(2) 北海道技能士大会実施費	1,316,738	1,316,738	0	
(3) 技能士会組織強化促進費	2,939,865	2,939,925	△ 60	
・ 地方技能士会組織強化促進費	1,137,765	1,118,205	19,560	
・ 地方技能士大会実施費	1,802,100	1,821,720	△ 19,620	
(4) 技能士資質向上促進費	824,200	803,780	20,420	
・ 職種別研修会実施費	623,780	603,780	20,000	
・ 青年技能士研修会実施費	200,420	200,000	420	
・ 技能交流派遣費	0	0	0	
(5) 技能士重用制度促進費	1,137,855	1,148,905	△ 11,050	
(6) 広報活動費	1,133,713	692,360	441,353	
当期支出合計(C)	16,344,528	15,892,425	452,103	
当期収支差額(A)-(C)	△ 743,000	△ 300,897	442,103	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	442,103	442,103	

# 貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	3,705,576	4,407,958	-702,382
現金預金	37,658	194,720	-157,062
現 金	37,658	194,720	-157,062
預 金	148,918	694,238	-545,320
普通預金	148,918	694,238	-545,320
未収道費補助金	3,509,000	3,509,000	
会費未収金	0	0	
未収金支部基本会費	0	0	
有価証券	10,000	10,000	
流動資産合計	3,705,576	4,407,958	-702,382
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) その他の固定資産			
什器備品	394,200	476,491	-82,291
電話加入権	59,170	59,170	0
その他の固定資産合計	453,370	535,661	-82,291
固定資産合計	453,370	535,661	-82,291
資産合計	4,158,946	4,943,619	-784,673
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	243,993	81,362	162,631
預り金	0	74,069	-74,069
借入金	3,040,000	3,500,000	-460,000
流動負債合計	3,283,993	3,655,431	-371,438
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	3,283,993	3,655,431	-371,438
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2 一般正味財産	874,953	1,288,188	-413,235
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	874,953	1,288,188	-413,235
負債・正味財産合計	4,158,946	4,943,619	-784,673

# 財 産 目 録

平成23年 3月31日現在

(単位 円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産	3,705,576	
現金預金	37,658	
現金	37,658	
預金	148,918	
普通預金	148,918	
未収道費補助金	3,509,000	
有価証券	10,000	
流動資産合計		3,705,576
2 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産合計	0	
(2) 特定資産		
特定資産合計	0	
(3) その他の固定資産		
什器備品	394,200	
電話加入権	59,170	
その他の固定資産合計	453,370	
固定資産合計		453,370
資産合計		4,158,946
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	243,993	
借入金	3,040,000	
流動負債合計		3,283,993
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		3,283,993
正味財産期末計		-383,188
前期正味財産計		1,258,141
正味財産合計		874,953

# 正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経営収益	15,591,528	34,665,421	-19,073,893
(2) 経常費用			
管理費	5,294,717	6,013,750	-719,033
事業費	10,597,708	28,134,165	-17,536,457
什器備品減価償却額	82,291	22,995	59,296
他会計への繰出額	0	0	
経常費用計	15,974,716	34,170,910	-18,196,194
当期経常増減額	-383,188	494,511	-877,699
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-383,188	494,511	-877,699
一般正味財産期首残高	1,258,141	793,677	464,464
一般正味財産期末残高	874,953	1,288,188	-413,235
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	874,953	1,288,188	-413,235

## 平成23年度 事業計画（案）について

本会設立の目的達成のため、関係諸団体との連絡調整を図り、技能士の資質向上、後継者の育成を通じ、技能が尊重される社会の実現に努め、社会的地位を高めるとともに、本道の産業振興発展に寄与するために、次の事業を積極的に推進する。

### 1 技能士重用制度の促進について

#### (1) 官公庁関係

国土交通省の一級技能士現場常駐制度及び北海道の技能士重用制度を積極的に推進する。

ア 北海道開発局及び道との連携調整を図り、一級技能士現場常駐制度の円滑な推進と北海道技能士重用制度の一層の拡充・強化・点検に努めるとともに、市町村における技能士重用制度の拡充強化に努める。

イ 関係業界団体との連携を図り、技能士の処遇改善の啓発に努める。

ウ 地方技能士会（単独又は複数）は、地元地方自治体をはじめ関係機関、団体等と懇談会等を開催し、技能士重用制度の周知徹底を図る。

エ 重用制度の実効をあげるため、次の事項を徹底する。

- ・技能尊重推進協議会と連携し、重用制度の尊重を関係団体に啓蒙する。
- ・地方技能士会長が発行する資格証明書を工事開始前に提出するよう啓蒙する。
- ・工事現場に製作者名表示板の掲示、技能士手帳、技能士カード所持の徹底を図るとともに重用制度実施状況を点検する。

#### (2) 民間消費者関係

民間工事における技能士の重用制度（証明書の提出等）の実現を働きかけるとともに、制作者名表示運動や全技連マイスター認定制度を広報し、消費者の信頼が得られる技能士会活動を推進する。

ア 技能の素晴らしさ、楽しさを伝えるため、マイスターを講師として、学校、研修会等に積極的に派遣する。

イ 消費者団体等との懇談会を開催し、技能士及び技能士会活動に対する理解を深める。

ウ 技能士掲示板、のぼり等の掲示運動を促進する。

エ 職業能力開発促進月間や公共建築物の日等を活用し、技能教室やチラシ等による啓蒙を図る。

オ 技能祭、技能相談、技能講習会等の開催。

カ 技能奉仕活動及び地域の諸行事への積極的参加。

2 「北海道技能士フォーラム」開催の広報に努め、成功させるとともに、会員相互の研鑽と意識の高揚を図り、技能士会活動に対する社会一般の理解と協力を深めるよう努める。

3 技能士の社会的、経済的地位向上を得るため、技能士称号の周知に努めるとともに、自らの技術、技能の向上を図るため更新時研修の実現をめざす。

4 地方技能士会の組織拡充強化と活動の効率的運営を図るため、地域ごとの連携や未組織地域への勧誘、情報交換を図るとともに、技術力のアップやコミュニケーション能力を高めるなどのブロック別研修会を開催し緊密化を図る。

5 技能士の技能水準や資質の向上を図るため、積極的に研修事業の推進に向けブロック会議等を通じ情報交換を行う。

6 青年技能士の活動を促進するため、青年部の組織の拡充に努めるとともに、青年技能士連絡協議会の事業運営を積極的に支援する。

7 技能士称号の法制化、技能士称号更新時講習について、全国技能士会連合会と連携を図り、その実現や拡充に努める。

8 全技連マイスターの拡充と認定者が現在の名工へ推薦されるよう全技連と連携を図りその拡充に努める。

9 若年者対象「親子技能教室」「チビッコものづくり事業」等に積極的に協力し、後継者育成の推進に努める。

10 会員相互の親睦と健康増進を図るため、各地域、団体開催各種競技大会の充実に努める。

# 平成23年度の収支予算（案）について

## 平成23年度収入支出予算書

自 平成23年 4月 1日  
 期 間  
 至 平成24年 3月31日

[収入の部]

(単位千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
1 会費収入	8,850	9,830	△ 980	
(1) 会員会費	8,700	9,680	△ 980	会員口数 650
(2) 特別賛助会費	150	150	0	支部基本会費 900千円
2 事業収入	3,430	3,450	△ 20	
(1) 参加料	3,380	3,400	△ 20	
・北海道技能士大会	1,600	1,600	0	
・ブロック別地方大会	1,200	1,200	0	
・職種別研修会	400	500	△ 100	1万円40ヶ所
・ブロック別研修会	80	0	80	2万円4ヶ所
・青年技能士研修会	100	100	0	
(2) 資料頒布	50	50	0	
3 補助金収入	3,334	3,509	△ 175	
(1) 道費補助金	3,334	3,509	△ 175	
4 雑 収 入	400	700	△ 300	
当期収入合計 (A)	16,014	17,489	△ 1,475	
前期繰越収支差額	443	743	△ 300	
収 入 合 計 (B)	16,457	18,232	△ 1,775	

## [支 出 の 部]

(単位 千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
1 管理費	4,504	5,507	△ 1,003	
(1) 人件費	2,023	2,968	△ 945	
(2) 管理諸費	2,481	2,539	△ 58	
2 事業費	11,953	12,725	△ 772	
(1) 人 件 費	3,696	3,696	0	人件費調整1,4人工
(2) 北海道技能士大会実施費	1,500	1,530	△ 30	
(3) 技能士会組織強化促進費	3,133	3,252	△ 119	
・地方技能士会組織強化促進費	1,327	1,346	△ 19	
・地方技能士大会実施費	1,806	1,906	△ 100	
(4) 技能士資質向上促進費	1,731	1,648	83	
・職種別研修会実施費	834	1,042	△ 208	
・ブロック別研修会費	400	0	400	
・青年技能士研修会実施費	201	201	0	
・技能交流派遣費	296	405	△ 109	
(5) 技能士重用制度促進費	1,140	1,257	△ 117	
(6) 広 報 活 動 費	753	1,342	△ 589	
当期支出合計(C)	16,457	18,232	△ 1,775	
当期収支差額(A)-(C)	△ 443	△ 743	△ 300	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	